

【実践研究】

学級集団に対するいじめ解消を目指した援助事例 —再契約法による介入を中心にして—

苅間澤 勇人*

本稿では、複数の生徒による遠まわしな悪口や嫌がらせ、無視などのいじめがある学級において、再契約法による介入を行った事例を報告した。再契約法は、①学級指導会で、学級担任が学級の状況に対する気持ちを自己開示する、②個別面接でいじめ行為や学級の状態をどう思っているかを生徒から聞きとる、③学級討論会で生徒の気持ちや意見を共有して、学級の目標とルールを設定する、④学級がゼロの状態であることと学級目標とルールを確認して再スタートする、という順序で行われた。その結果、いじめの対象となっていた生徒が教室に復帰して、その後も教室で学校生活を送った。また、いじめのない安心できる学級にしたいという雰囲気が醸成されて、学校生活の満足度の高い学級となった。以上から、再契約法がいじめ解消の援助に有効であると考えられることを指摘した。また、いじめを加害者と被害者の二者関係でとらえるだけなく、学級集団の特性にあった人間力を高める指導を行うことが有効であることを指摘した。

キーワード：いじめ解消、学級集団への介入、再契約法

【問題と目的】

2006年に全国各地でいじめられたことに起因すると思われる児童生徒の自殺が多発した。報道機関によって児童生徒のいじめ加害やいじめ被害による自殺が大きく取り上げられて、社会的な関心が高まった。文部科学省(2006)は、いじめは生徒の学校生活や健康、命を脅かす重大な問題であると指摘して、いじめを許さない学校づくりの方針を示し、いじめの早期発見と早期対応の徹底を指示した。続いて2007年には、いじめがどの学校でも、どの子にも起こり得るという認識を示して、いじめは学校や学級などの集団の中で起こりやすいことを指摘した。さらに、学校教育に携わるすべての関係者がいじめの重大性を認識して、早期に発見して対応する必要性を指摘した(文部科学省、2007)。

いじめに関する研究では、いじめの実態把握(笠井、1998)、いじめ被害者および加害者の個人的特性の解明(岡安・高山、2000; 本間、2003)、いじめの対処法(上地、1999)、いじめ防止プログラム(松尾、2002;

岡安・高山、2004)など、いじめの予防や早期発見と対処に寄与する研究がある。一方、いじめの早期対応や深刻化したいじめへの対応について言及した研究が多くはないこと(神村・向井、1998)や、教師がいじめの対応方法を十分には理解していないことなどのいじめへの対処が不十分であることを指摘している研究もある。

松浦(2001)は、いじめ被害者および加害者の個人的特性に関わり、いじめの国際比較の研究から、日本のいじめが主に①同一年齢間、②同性間、③教室空間で発生することを指摘して、人間関係の対応や学級集団内の力学に対する指導が必要であると述べている。森田・清水(1986)は、いじめの問題が学級集団を背景として発生していることを指摘して、「いじめ集団の四層構造」を示している。すなわち、いじめを「被害者」と「加害者」の2者関係の問題に加えて、いじめをはやし立てる「観衆者」や、いじめを見て見ぬ振りする「傍観者」の存在が加害者のいじめ行為を促進させることを示して、いじめ抑止のキーパーソンが傍観者であると指摘している。河村(2007)は、規律やルールの確立が弱い学級や環境が荒れている学級でいじめが多

* 岩手県立盛岡農業高等学校

く発生していることと、複数の生徒がいじめの加害者になっていることを指摘している。これらの指摘から、学校で発生するいじめの多くは学級集団に問題があると考えられる。したがって、いじめの早期対応にあたっては、学級集団を対象にした介入が必要であると考えられる。

河村(1998, 2000)は、学級崩壊などの学級集団が教育的な機能を失い、ネガティブな作用に陥ったときの介入方法に、再契約法があることを指摘している。再契約法とは学級の人間関係やルールが崩れている状況で、現状を総括し、その後の目標を明確にして、学級集団作りを再スタートさせる方法である。藤村・河村(2001)は、学級崩壊に陥った学級に再契約法による介入を行い、学級を立て直した事例を報告している。

以上から、人間関係やルールが崩れており、観衆や傍観者が存在するいじめの解消に再契約法を用いることが可能であると考えられる。

本稿は、人間関係やルールが崩れており、観衆者や傍観者がいじめを抑制しようとしている学級において、再契約法を用いていじめの解消を行った事例を報告して、いじめ解消の方法としての再契約法の有効性を検討する。

【事例の概要】

報告者は、勤務校で教育相談主任を担当しており、カウンセラー資格を有する教師カウンセラーであった。いじめ対応チームにおいて、チーム援助の中心的な役割を担っており、いじめ解消に向けた援助をコーディネートした。なお、いじめ対応チームは副校長、生徒指導主事、教育相談課主任、学科主任、学年主任、学級担任、学級副担任で構成された。

事例については、プライバシー保護のため、本質を損なわない程度に変更を加えている。

1. 援助の対象者と対象学級

援助の対象は女子高校生(17歳)のA子とA子が在籍するB学級であった。B学級は男子14名、女子27名の合計41名であった。専門学科のため、入学時の学級編成以降、再編成がなく在籍3年間、同一のメンバーであった。また、学級担任も3年間変わらなかった。

2. 援助の期間

援助の期間は、200X年12月上旬から200X+1年2月下旬までであった。

3. 援助までの経過

200X年10月下旬から、A子が保健室を頻繁に利用するようになった。疑問に思った学級担任が養護教諭とともにA子と面接をしたところ、「ひどい嫌がらせを受けている」との訴えがあった。学級担任は生徒指導主事にいじめ被害を報告した。教育相談主任を加えた三者で協議して、いじめに対処するために詳しい状況を調べることとなった。学級担任が面接時間を確保できなかつたので、スクールカウンセラーがA子と面接した。2回の面接後、スクールカウンセラーから、A子が「仲の良かった友達から悪口や嫌がらせを受けて、仲間はずれにされている」、「学級の生徒から無視される」、「先生方にはいじめがあることを知つてもらうだけでいい、何もしないで欲しい。先生に話したと思われたくない」と話したとの報告があった。生徒指導主事と教育相談主任は、A子の要求を受け入れて、A子とB学級の生徒が人間関係のトラブルを自らの力で解決することに期待して、経過を見守ることとした。また、A子にはいじめ被害があつたときには学級担任や養護教諭に連絡するように指示した。その後、11月初旬に、靴にゴミを入れられるという嫌がらせがあつた。さらに11月中旬に、校内に掲示されているA子の写真に落書きがされるといういたずらがあつた。その頃から、A子は教室に居ることができなくなり、保健室で過ごすようになった。A子によると、以前よりも無視する生徒が増えたとのことであり、B学級では複数の生徒による加害行為が起こっていると考えられた。

10月から11月にかけて学校内でのいじめが多発したことから、いじめ防止対策として12月上旬に全校生徒と保護者を対象とした「いじめアンケート」

(Appendix 1, 2)を無記名式郵送法で実施した。

いじめアンケートにA子へのいじめの目撲報告が7件あつた。複数の生徒が仲良しだった5名の女子生徒からA子がいじめられていると認識していることを確認した。200X年12月Y日に、A子は「いじめ被害にあっており、つらくて死にたい」と書いたいじめアンケートを学級担任に提出した。そのような内容のア

ンケートを直接提出するという行為は、援助を求める合図であると考えられた。また1ヶ月以上もいじめ行為が継続していることから、生徒間で自ら解決できる段階ではないと考えられた。これらの状況から、学校に設定されている「いじめ対応マニュアル」(Appendix 3)に基づき、いじめ対応チームを召集してチームで援助することとした。

【援助経過の概要】

A子とB学級に対する援助の経過を6つの段階に分けて報告する。

1. 第1段階(200X年12月Y日)「いじめ対応チームの召集と対応策の検討」

A子はいじめアンケートを提出した後、「今日も教室にいけない」と話した。学級担任と報告者は、A子に憔悴した表情と身体の硬直がみられたことから保健室で過ごすことができるよう手配した。

(1) いじめアンケートの結果

いじめアンケートから、A子に対して、「大声でマイナスのイメージのことばを言う」「一度合った目をわざとずらしたり、わざとにらんだりする。また、通称“チラ見”いわゆる何度もA子を見るようなしぐさを繰り返したりする」、「A子のしぐさを真似して、笑う」「A子のノートをかってにみる」などのいじめ行為が行われていることがわかった。また、いじめ行為をするのは、仲良しだった5名の女子生徒の他に、さらに5名以上の生徒が同じような行為をしていることがわかつた。

(2) いじめ対応チームの招集と共通認識の形成

A子へのいじめ行為が継続していること、「つらくて死にたい」という訴えや教室に入れない状況から、生徒指導主事と報告者が協議して、いじめ対応チームの召集を副校長に提案した。副校長はその日のうちに、いじめ対応チームを召集して援助会議を開いた。援助会議では、はじめに生徒指導主事がいじめ発覚から現在に至るまでの経緯を報告した。次に「A子にも問題となる行動があったが、過去の行動は間わないこととして、仲の良かった5名の女子生徒を中心に学級の複数の生徒から、長期間にわたり継続的に、精神的な苦痛を与えられている。『いじめ』が発生している」という認識をいじめ対応チームで確認した。

(3) 対応策の検討

続いて、対応方針と対応策を検討した。ところが、対応方針や対応策が提案されなかつた。それは、悪口や嫌がらせ、無視といいじめ行為を明確に特定することが困難であり、いじめ行為の中心である友達5名を生徒指導上の問題行動と判断して指導するのが難しいと考えたからであった。

報告者は、学級集団に対する指導が必要であると提案した。そのように考えた理由は、学級の中にいじめに加わってはいないが、止めようとする動きがなかつたことから、生徒が周囲に同調することで、自分がいじめの新たな対象になるのを防ごうとしている状況があり、直接いじめ加害をした生徒だけでなく、学級の生徒全員への援助が必要であると考えたからであった。具体的な対応策は、いじめのない学級を目標にして再契約法を実施することであった。

援助会議では他に意見がなく、報告者が提案した再契約法を実施することが決まった。また、A子の「死にたい」という訴えから、早急に対応する必要があると判断して、翌日に実施することにした。

なお、報告者が再契約法の実施計画を作成した。再契約法は、学級指導会で学級担任がいじめ発生を報告して、次に生徒全員に個別面接していじめの状況やどんな学級にしたいかという情報や意見を求める。続いて学級討論会を行って、生徒の気持ちや意見を共有して、学級の状況を総括する。最後に、再スタートの確認をして、いじめのない学級を目標にして必要なルールを設定して遵守することを約束するというものであった(Table 1)。

(4) 保証人への連絡

放課後に、学級担任と学科主任がA子を自宅に送り届けて、いじめ対応について保証人に報告した。具体的には、学級担任がA子からいじめの訴えがあり、いじめアンケートからも精神的な苦痛を加えられているとの情報があり、いじめが発生していると学校が認識したことを探した。そして、翌日に学級全体へ指導することを説明した。

保証人は学級担任と学科主任が来たことに驚くとともに、A子がいじめ被害にあっていることを知らされて「元気がないので心配していた。聞いても何もはなさなかった。先生方の力でよろしく、よろしくお願ひします」と話したことであった。

Table 1 援助の段階と再契約法による援助の内容

援助段階とテーマ		援助の内容	
第1段階	いじめ対応チームの召集と対応策の検討	いじめ対応チームによる援助会議（いじめの認定と対応策の検討）	
第2段階	職員への対応策の提示と共通理解	職員朝会時に、いじめの発生と再契約を実施することを報告して、職員の協力を依頼した	
第3段階	再契約法の実施	(1) 学級指導会	・いじめ発生の報告と、学級担任の学級状態に対する自己開示
		(2) 個別面談と援助会議	・個別面談でいじめ行為の確認、学級への思いの確認 ・援助会議では個別面談の意見の共有と学級討論会の方針の確認 ・個人面談の報告と学級討論会の進め方の確認
		(3) 学級討論会	・生徒の気持ちや意見の共有、学級目標とルールの設定
		(4) 再スタートの宣言と学級目標とルールの確認	・ゼロの状態の宣言 ・学級の目標とルールの確認 ・再スタートの開始
	A子のカウンセリング	(5) A子のカウンセリング	・A子の気持ちの整理 ・学級に再契約法が行われ、学級が再スタートすることを連絡
第4段階	援助の反省と保証人への報告	(1) 援助会議（反省会）	・援助のあり方の検討と職員のストレスの軽減
		(2) 保証人への援助経過の報告	・保証人に援助経過を報告
第5段階	職員への報告	再契約法の実施報告と職員への継続的な援助の依頼	
第6段階	再契約後の援助	継続した援助と学級集団の評価	

2. 第2段階(200X年12月Y+1日)「職員への対応策

の提示と共通理解」

職員間の情報の共有と援助方針の共通理解を図った。具体的には、職員朝会においていじめ対応チームからいじめの発生を「A子に対して1ヶ月以上、嫌がらせ、いじわる行為が続いており、A子から『死のうと思った』という言葉が出ている。保護者もいじめ行為があることを知り、学校に『よろしく、よろしく』と依頼があった」と説明した。続いて「仲の良かった友達の行為や学級の複数の生徒の行為はいじめ行為である。子ども達だけでは解決できない状況であり、教師や親の援助が必要である。今後いろいろな展開が考えられるので、A子を守っていくことが必要であり、

先生方の理解と協力をお願いしたい」と話した。また、対応策については「本日、学級に再契約法を行う。学級担任が学級指導会で生徒に、いじめの発生を報告する。そして、絶対にいじめを許さないことを話して協力を求める。その上で、全生徒に個別面接をする。その後に『どうしたらいいじめのない学級になるか』というテーマで生徒の意見を聞き、学級の状態をゼロにもどしてやり直しをする」と説明した。職員からの質問はなく、共通理解ができたと判断した。

なお、A子は保健室に登校して自学自習に取り組んだ。

3. 第3段階(200X年12月Y+1日)「再契約法の実施」

(1) 学級指導会

1 時限目に学級指導会を行った。学級担任、副担任、学年主任、学科主任が出席した。進行は生徒指導主事であった。学級担任が「残念ですが、このクラスにいじめがあると思われる」「学校は絶対にいじめは許さない。また、学校だけでなく文部科学省もいじめを許してはならないという考え方である」「どの子もその個性が認められて、協調しあって心豊かに育つて欲しいと思っているので、いじめ防止に協力して欲しい。このクラスをいじめのない学級にしたい」という内容の話をした。

生徒指導主事によると、生徒は複数の教員が教室に来たことに驚き、事態の深刻さを感じたと思われたとのことであった。また、いじめを報告したときには、驚いたような表情をする生徒と、暗く心配そうな表情をする生徒と、反応は2つに分かれていたとのことであった。

(2) 個別面接と援助会議

2 時限目に個別面接を行った。個別面接の担当者は、学級担任と副担任、学科主任と学科職員3人の計6人であった。学級の生徒全員を6グループに分けて、一人当たり7~8分程度の個別面接を行った。担当者によって内容が異なるように質問票を用いた。その内容は「いじめを行わなかったか」という確認と、「どんないじめがあったか」「いじめられた人はどんな気持ちだったと思うか」、「今後どんな学級にしていきたいか」であった。個別面接で確認した内容には生徒指導上の問題行動が含まれるが、今回はいじめを解消することを第一優先に考えて問題行動として扱わないので、素直に答えるように指示した。また、面接の終了の際には、「協力してくれてありがとう」と声をかけることを確認した。面接者によると、「先生方がたくさん来て、最初、驚いた。担任の話を聞いて、先生方が本気なのがわかった」と話す生徒もあり、ほとんどの生徒が素直に自分の気持ちを話したように思えたとのことであった。

個別面接によって得られた情報はTable 2のとおりであり、いじめのない学級や安心して過ごせる学級にしたいという意見が多くかった。その一方で、A子に原因があると主張する生徒も数名いた。

3 時限目に援助会議を行った。進行は報告者であった。個別面接の担当者といじめ対応チームが集まり、

個人面接で出された意見をまとめて、学級討論会の進め方を確認した。また、生徒の意見や質問を予測して、受け答えの仕方、具体的には、生徒の気持ちは理解するが共感や同意はしないことを確認した。例えば、「◇さんは、A子さんにも問題があるのに、どうして私達だけ指導を受けるのか。不公平だ、ということを主張したいんだ。不公平な感じがして嫌な思いをしているということなんだ」「△△さんは先生方の対応に不満があると言いたいんだ。そういう気持ちだということがわかりました」「○○君は先生の意見を聞きたいという気持ちなんだ。それはわかった」などと応答することを確認した。

(3) 学級討論会

3 時限目と4時限目に学級討論会を行った。学級担任、副担任、学年主任、学科主任、個別面接を行った学科職員が同席した。進行は生徒指導主事であった。最初に、個別面接で出された意見や気持ちを黒板に書いた。具体的には、いじめ行為の反省、A子に対する不満、今回の対処に対する不満、A子に対する同情などがあったことを示して共有した。次に、「今の気持ちや意見を発表してください」と指示して、他者の意見や感想についての意見を発表した。内に秘めたネガティブな思いが蓄積していない状態をつくることがねらいであった。のために、たくさんの意見が出ることと、どんな内容でもよいことを重視した。また、建設的な意見がでたら、その意見を大切にした。続いて、いじめのない学級や安心できる学級にするためにはどうすればよいかを話し合い、ルールを確認した。

(4) 再スタートの宣言と目標設定とルールの確認

生徒指導主事が「今がこの学級のゼロの状況である。教師も生徒も、今までのことは間わない」と宣言して、生徒に同意をもとめた。次に、いじめのない学級にするための3つのルール、「いかなる理由があろうといじめは絶対に許されない。自分がされて嫌なこと、苦しいことを他者にしてはいけない」、「どの子もその個性が認められて、協調しあって心豊かに育つ権利がある」「学級・学校は、どの子も安全で、安心して学び合えるところである。それを守るのは学校と教師の務めである」を確認した。この3点を脳かすことがあるときは、今までの加害者・被害者に関係なく、今後は生徒指導上の問題行動と判断することを伝えた。最後に、学級担任が「今示した3点が、もっとも大切なこと

Table 2 個別面談で生徒から出された意見

質問	回答
1. いじめを行わなかったか。 あるいは、いじめを見なかつたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った（3名） ・いじめだと思っていないが近い行為をした（2名） ・いっしょにいる友達がやっているのを見ていた（4名） ・いじめているのを知っていた（14名）
2. どんないじめがあったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大声で聞こえよがしにマイナスイメージの言葉をいっていた。 (例えば、うざい、むかつく、死ねばいい、ついてくるな、お茶ぶっかけるぞ) ・無視、まともに目を合わせない。睨む、じっとみる、チラ見（ちらちら見る）、仲間同士で目配せ。 ・私物を許可なく見る。交換日記に勝手に書き込みをする。交換日記の内容を友人間で話題にする。 ・机の中や、靴箱あるいは靴の中にゴミを入れる。 ・しぐさを真似する。 ・校内に掲示されている写真の中の顔に落書きしたり、顔の部分を画鋸でつぶす。
3. いじめられた人はどんな気持ちだったと思うか。	<ul style="list-style-type: none"> ・つらそうにしていた。 ・泣きたくなったと思う。 ・「死にたい」と言っていた。 ・自分自身のまずい点を反省したと思う。
4. 今後、どんな学級にしていくたいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのないクラスにしたい。 ・みんなが仲のよいクラスにしたい。 ・明るく楽しいクラスにしたい。 ・一人ひとりを大切にし合える学級にしたい。 ・学級でいやな気持ちにならないようにしたい。

です。担任もがんばる。みんなの協力が必要。みんなでがんばろう」と話した。

(5) A子へのカウンセリング

4時限目に報告者がA子と面接をした。A子は、今までの経過を振り返り「靴にゴミを入れられた。スクールカウンセラーさんと話をした後だったので、精神的に負けることなく振舞えたが、相談がなかったらメロメロになったかもしれない。そういう意味では危なかった」と話した。報告者が「明日、朝のホームルームでみんなの前で、昨日は私のために嫌な思いをさせてしまってごめんなさい。私にもまずい点があることはわかっているので、許してください。これからもよろしくお願いしますとあいさつすれば、教室に戻りやすいと思うよ」と助言したところ、「それはできない。そうですかね」と応えた。報告者はA子に人とうまく

関係をとっていくスキルが不足していると推測した。

4. 第4段階(200X年12月Y+1日)「援助の反省会と

保証人への報告」

(1) 援助の反省会

学級討論会の後に再契約法の実施に関わった職員が援助の反省を行った。進行は報告者であった。はじめに学級討論会で出された生徒の意見の報告をした。次にA子のカウンセリングの様子を報告した。続いて、職員のネガティブな感情を処理するために、学級担任と学級討論会に参加した職員に感情を話してもらった。

学級担任が「今後、どのように学級経営していけばいいのか、不安である」と話した。報告者が「再契約法後もいじめ対応チームが援助します。相談しながら進めましょう」と応えた。また、学科職員から「初め

て経験する方法で不安が残っている」「真剣に生徒の本音を聞いて疲れた」などの話があった。その間、生徒指導主事と報告者は聞き役に徹した。

(2) 保証人への援助経過の報告

放課後に副校长と学級担任が家庭訪問して、援助経過を報告する予定であった。しかし、家族に知られたくない、という理由から母親が来校した。副校长と学級担任が援助経過を説明して、保証人の理解を求めた。具体的には、学校の援助姿勢を知ってもらうために、援助の経過と再契約法の様子を話して、学級の状態がゼロに戻ったことを説明した。続いて今後守るべき3つのルールを示して、破ったときには今までの加害者・被害者に関係なく生徒指導上の問題行動と判断することを説明した。その後、保証人の要望を聞いた。保証人からの要望はなく、感謝の言葉があった。

5. 第5段階(200X年12月Y+2日)「職員への報告」

翌日の職員朝会で、いじめ対応チームから再契約法を実施したことを報告した。そして、再契約法によって援助が終了したのではなく、今後、学級集団を作り直していく過程があることと、過去のことはもち出さずにプラス思考で指導・援助を統一していくこと、自分の間、全職員でA子とB学級の様子を注意して観察していくことを確認した。

最後に、生徒指導主事が再契約法の実施に当たって学科職員が援助してくれたことに感謝を述べた。さらに「いじめへの対応をしながら、担任の先生から学ぶ点がたくさんあった。多くの先生に見守られて、よりよい学級に変わってくれるものと期待している。今後も今回のように危機には全職員で対応していきたい」と話した。

6. 第6段階(200X年12月Y+2日から200X+1年2月下旬)「再契約後の経過」

翌日から、A子は教室に復帰した。学級担任は新たな小グループの形成をねらいとして席替えを行った。A子の席はつらくなったときに保健室に退避できるよう、廊下側の一番後ろの席であった。

12月下旬に、A子は報告者と面接した。「席替えをして気分も変わった。友達関係の修復はすぐにはできないけど、陰湿な言葉はなくなった。先生方に話してよかったです」と話した。それ以降、A子が面接を希望す

ることはなかった。学級担任によると冬季休業後の表情は明るく、以前とは違う友人と一緒にいることが多くなったとのことであった。

200X+1年2月下旬に「学校生活満足度尺度（高校生用）」(河村, 1999)を実施して、学級集団の状況を確認した(Figure 1)。その結果、学級全体の生徒の分布状況や学校生活満足群に約50%の生徒が属していることから、生徒の学校生活満足度が高いと判断された。また、A子は非承認群に属しているが、その位置は学校生活満足群に近かった。つまり学校生活の中で承認欲求が十分には満たされてはいないが、侵害行為を受けることが比較的少ない状況であると考えられた。学級担任によると学級の生徒もA子も落ち着いて学校生活を送っているとのことであった。したがって、A子がいじめ被害を受けていないと判断された。

【結果と考察】

1. 援助の結果

A子は自分が先生に話したと思われることが嫌で、何もしないで欲しいと教師に要望した。そのため、いじめアンケートの結果からA子に対するいじめがあることを確認して、いじめ解消の援助を始めた。つまり、A子からの申し出によっていじめが発覚したのではないという形で援助を始めた。また、再契約法の実施後、A子はいじめ被害を受けることがなく、新しい友達ができた。これらから、援助はA子の要望に応えるものであったと考えられる。

本事例では、いじめの状況が遠まわしな悪口や嫌がらせ、無視などであり、具体的ないじめ行為を特定することが困難であったことや傍観者がいたことから、学級全体の立て直しが必要と考えて再契約法を用いた。再契約法は、①学級指導会で、学級担任が学級の状況に対する気持ちを自己開示する、②個別面接でいじめ行為や学級の状態をどう思っているかを生徒から聞きたる、③学級討論会で生徒の気持ちや意見を共有して、学級の目標とルールを設定する、④学級がゼロの状態であることと学級目標とルールを確認して再スタートする、という順序で行われた。学級討論会でいじめのない安心できる学級、明るく仲の良い学級にしたいという気持ちが共有されて、生徒一人ひとりが周囲の生徒に気を配るようにになった。また、教師から注目され

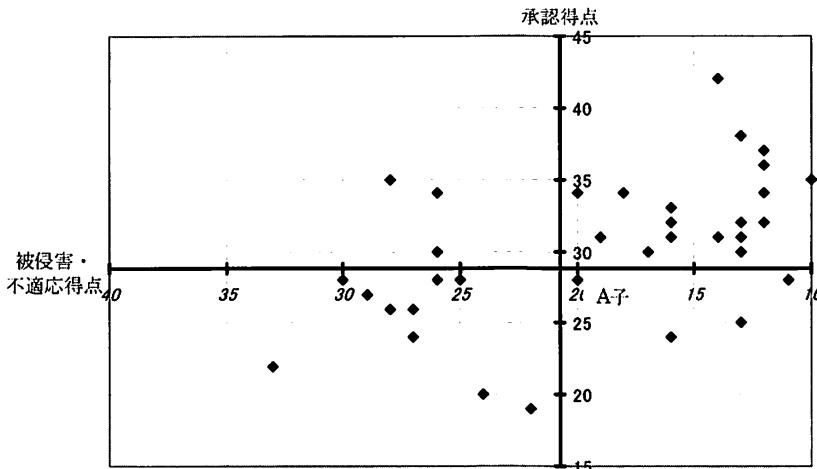


Figure 1 学校生活満足度尺度の結果(2月)

ているという自覚から、他者に対する侵害行為が減少した。そして、学校生活の満足度の高い学級となった。したがって、再契約法を用いた援助は有効であったと考えられる。

2. 再契約法のいじめ解消方法としての有効性

本事例では、いじめを学級集団の問題ととらえて、再契約法を用いた。その結果、いじめのない安心できる学級、明るく仲の良い学級にしようという雰囲気が形成されていじめが解消した。

以下では、再契約法のいじめ解消方法としての有効性について考察する。

(1) 学級指導会で学校や教師の姿勢を示す効果

上地（1999）は、教師が生徒から信頼を得て、いじめを絶対に許さないという姿勢を見せることがいじめの根絶に効果的であると指摘している。本事例では、学級指導会において学級担任がいじめのない学級にすることを訴えた。また、複数の職員が介入することで、いじめを絶対に許さないという職員の強い姿勢を生徒に見せることができた。

廣岡・吉井（2009）は、傍観者が仲裁者に変わるために恐怖心を乗り越えることが求められると指摘している。本事例では、学級担任がいじめはよくないという方針を示したことで、傍観者がもつ恐怖心を低下させることができたのではないかと考えられる。実際、個別面接において、いじめはよくない、いじめのない

安心できる学級で過ごしたいという意見が生徒から出された。

(2) 学級討論会で学級内に共通認識を形成する効果
大西（2007）は、いじめ問題の対応には集団規範の様態への配慮が必要であり、集団討議法によっていじめを否定的する集団規範を共有することが必要であると指摘している。本事例では、学級討論会が集団討議として機能した。個別面接で出された生徒の感想や意見を知ることによって、生徒一人ひとりがいじめに注目することになった。また、いじめはよくないといじめを否定する集団規範が学級に形成されたと考えられる。さらに、再スタートにあたり学級目標やルールを設定したことによって、安心できる学級にしようという学級の雰囲気が形成されたと考えられる。

以上のとおり、学級指導会と学級討論会によって、生徒一人ひとりにいじめに注目させて、止める意識をもたせることと、恐怖心を取り除くこと（廣岡・吉井、2009）ができたと考えられる。

3. 援助体制の形成と複数の職員による介入

Olweus（1993）は、いじめを解消させるためには大人の介入が必要であると指摘している。また本間（2003）は、教師にはいじめを停止させる強い影響力があり、いじめの発見や対応に積極的な姿勢を生徒に示すことが重要であると指摘している。すなわち、教師がいじめ予防と発見、解消に積極的に介入することが重要で

あると考えられる。

本事例でも、複数の職員が学級指導会や個別面接に携わったことによって、職員が真剣にいじめ解消に取り組んでいることを生徒に示すことができたと考えられる。複数の職員の協力が得られたのは、学校に設定されていたいじめ対応マニュアルに基づいていじめ対応チームが援助を主導したからであると考えられる。具体的には、いじめの発生とその解消に向けた援助の必要性を明確にして、教員に共通意識を形成した。したがって、いじめ解消に当たっては、職員の協力が得られる体制を形成しておくことと複数の職員によって介入することが重要であると考えられる。

4.まとめと今後の課題

学級のいじめの解消には加害生徒と被害生徒という当事者の個人内要因や二者関係に注目した方法が考えられるが、本事例では、学級集団によって形成される個人間要因に注目して、学級集団の質を変える再契約法による介入を行い、その有効性を検討した。具体的には、いじめ解消にはいじめを許さないという規範性を高めることが有効であった。この知見はいじめ予防においては、児童生徒が安心して学校生活を送れるような学級経営が求められることを示している。つまり、いじめの予防や解消には、学級集団の質を高めることが有効であり、日ごろの学級経営の重要性を指摘できると考えられる。

本事例は、学級の多数の生徒によるいじめの解消に再契約法による介入が有効であることを述べた。一方、上地（1999）は、中学生は教師が介入することについていじめが解決するとは考えていないことを指摘している。再契約法も教師主導による介入である。よって、一事例のみでいじめの介入に再契約法が有効であると言うのは早計であろう。今後、いじめ解消についての報告が蓄積されることによって、その有効性が確認されると思われる。また、いじめ解消は単一の方法だけで可能となるのではなく、本事例で示したように指導体制の確立といじめアンケート、職員の協力などの複数の方法が組み合わせることによって効果的な援助になると思われる。今後、いじめ解消に向けた様々な方法とその評価に関する事例の報告が必要であると考えられる。

【引用文献】

- 藤村一夫・河村茂雄 2003 小学校における崩壊学級への危機介入（ケース報告特集号）カウンセリング研究, 36, 342-349.
- 廣岡千恵・吉井健治 2009 いじめの傍観者に関する研究, 生徒指導研究, 8, 47-56.
- 本間友巳 2003 中学生におけるいじめの停止に関連する要因といじめ加害者への対応 教育心理学研究, 51, 390-400.
- 笠井孝久 1998 小学生・中学生の「いじめ」認識 教育心理学研究, 46, 77-85.
- 神村栄一・向井隆代 1998 学校のいじめに関する最近の研究動向 カウンセリング研究, 31, 190-201.
- 河村茂雄 1998 学級崩壊に学ぶ 誠信書房
- 河村茂雄 1999 生徒の援助ニーズを把握するための尺度の開発—学校生活満足度尺度（高校生用）の作成— 岩手大学教育学部研究年報, 59, 111-120.
- 河村茂雄 2000 学級崩壊予防・回復マニュアル 図書文化
- 河村茂雄 2006 いじめの発生要件と防止の手立てに関する提言 図書文化
- 河村茂雄 2007 データが語る(1)学校の課題 図書文化
- 松尾直博 2002 学校における暴力・いじめ防止プログラムの動向—学校・学級単位での取り組み— 教育心理学研究, 50, 487-499.
- 松浦善満 2001 被害者的人間関係 森田洋二監修 いじめの国際比較研究—日本・イギリス・ノルウェーの調査分析 金子書房, 113-121.
- 文部科学省 2006 生徒指導上の諸問題の現状について(概要)初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
- 文部科学省 2007 「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）参考資料 いじめ対策 Q&A 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
- 森田洋二・清水賢二 1986 いじめ—教室の病い— 金子書房
- 中林あゆみ・廣岡秀一 2004 いじめの対処と豊かな

- 人間関係を育む教育支援の在り方～中学校教師を対象とした質問紙調査から 三重大学教育実践総合センター紀要, 24, 175-184.
- 岡安孝弘・高山 厳 2000 中学校におけるいじめ被害者および加害者の心理的ストレス 教育心理学研究, 48, 410-421.
- 岡安孝弘・高山 厳 2004 中学校における啓発活動を中心としたいじめ防止プログラムの実践とその効果 カウンセリング研究, 37, 155-167.
- Olweus, D. 1993 *Bullying at school: What we know and what we can do*. Malden, MA: Blackwell Publishers. (松井賛夫・角山 剛・都築幸恵 訳)
- 1995 いじめ—こうすれば防げる— 川島書店)
- 大西彩子 2007 中学校のいじめに対する学級規範が加害傾向に及ぼす効果 カウンセリング研究, 40, 199-207.
- 上地広昭 1999 中学生のいじめの対処法に関する研究 カウンセリング研究, 32, 24-31.

(2011年9月12日受稿、2012年1月16日受理)

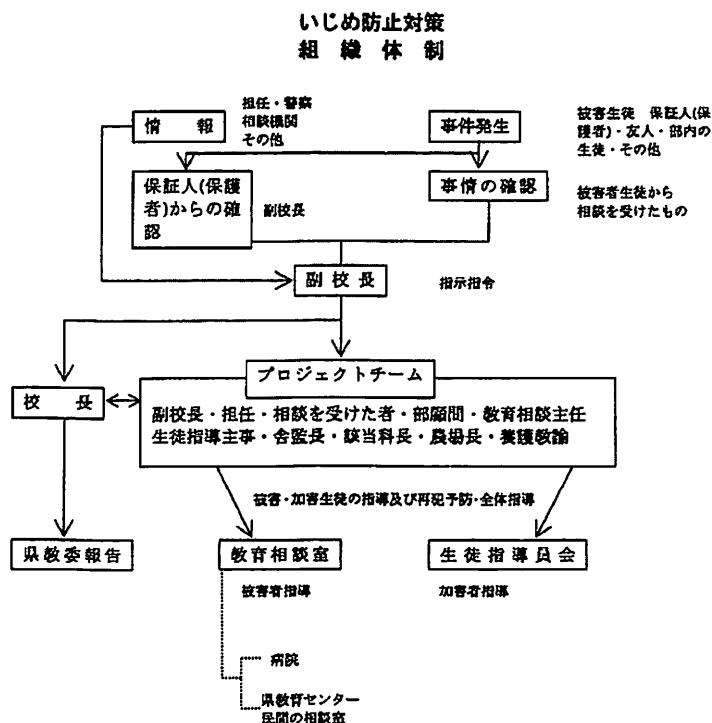
Appendix 1 いじめアンケート（生徒用）

-
1. だれが、いじめられましたか。（被害者は？）
 2. だれが、いじめていましたか。（加害者は？）
 3. いじめは、いつごろでしたか。（期日は？）
 4. いじめは、何時頃でしたか。（時間は？）
 5. いじめは、どこで起こりましたか。（場所は？）
 6. いじめは、どのような内容でしたか。（行為は？）
 7. いじめられた人は、どのような行動をしましたか。（反応は？）
-

Appendix 2 いじめアンケート（保護者用）

-
1. お子さんはいじめを受けたことがありますか。
 2. いじめについて誰かに相談しましたか。
 3. 相談したことによって、いじめは解決しましたか。
 4. 相談しなかったのは何故ですか。
 5. お子さんが通う学校でいじめがあることを聞いたことがありますか。
 6. いじめがあることを誰かに知らせましたか。
 7. いじめがあることを誰に知らせなかつたのは何故ですか。
-

Appendix 3 いじめ対応マニュアル（一部）

*Reducing Bullying in the Classroom Through “re-contract” Intervention**Hayato Karimazawa (Morioka Agricultural High School)*

In this paper, I report on cases of “re-contract” intervention in a school classroom experiencing bullying, such as verbal or physical abuse. The re-contract method is as follows. First, the teacher speaks to the class about the bullying situation in the class, and gauges the class's sentiment on it. Then, the teacher assesses the situation further through individual interviews with class members. In class debates on the issue, feelings and opinions are shared, and a contract is reached. This is a powerful incentive for bullies and bullied students to begin to engage in class life again and a chance for bullies to eschew bullying. Thus, this approach has been seen to have positive effects. It being the reset class, and a class target and a rule were checked by all the members. Moreover, the new start of the classroom life was carried out. The result of this intervention was that the victimized student began to enjoy classroom life again. The student liked being in a class where there was no bullying; the absence of bullying gave her a sense of security and increased the degree of her satisfaction with class life. Accordingly, I suggest that the method of extended contract can effectively reduce bullying.

Key Words: eliminating bullying, intervention in the classroom, re-contract